② 参加表明書等の提出日において、管理技術者及び主たる分担業務分野（総合分野）の主任担当技術者は、参加表明者及び企画提案書の提出者と直接かつ恒常的な雇用関係があるものであること。また、本業務の履行期間中は、本業務の受注者と直接かつ恒常的な雇用関係があるものであること。

※管理技術者及び主たる分担業務分野（総合分野）の主任担当技術者における直接かつ恒常的な雇用関係の確認方法として、下記のものを添付する。

・直接かつ恒常的な雇用関係とは、配置予定技術者が直接かつ恒常的な雇用関係があることが証明できる資料（雇用保険に加入している場合は雇用保険証の写し、あるいは、事業所名称の記載されている健康保険被保険者証の写し）の提出により証明ができる者をいう。なお、代表取締役等の社内関係者等による雇用証明・就業証明・所属証明等は不可とする。

③ 提出期限以降における参加表明書、企画提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

6）手持ち業務量に関する要件

① 平成28年７月20日現在における配置予定管理技術者の全ての手持ち業務（本業務は含まない。特定後未契約のものを含む。）は５件以下、主任担当技術者は３件以下であること。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している、契約金額が500万円以上の業務（ただし、設計その２業務（設計意図伝達業務）、耐震診断業務は除く。）をいう。

ただし、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び土木工事に係るものを除く。）において、予決令85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、手持ち業務の件数が３件以下である者でなければならない。

② 本業務の履行期間中は配置予定管理技術者等の手持ち業務量が①に示す件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置予定管理技術者等を、以下の⑴から⑷までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

⑴ 当該配置予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

⑵ 当該配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者

⑶ 平成23年度以降（過去５年間）の地方整備局等建築設計等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置予定管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は平成23年度以降（過去５年間）の同種又は類似業務における地方整備局等建築設計等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者

⑷ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

7）企画提案書に関する要件

参加表明者は、次の事項について企画提案書を提出すること。

① 実施方針

② 業務実施体制

③ 特定テーマ

本業務において企画提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

③－１ 歴史的な地域景観と調和する外観及び外部空間計画の考え方に関する提案

③－２ 耐久性、維持管理、コストに配慮した環境負荷低減に資する施設整備手法に関する提案

3 ヒアリング

ヒアリングは、技術者としての基本的な技術力、企画提案書の内容に関する知識基本事項の確認のみとし、応募要件を満たす者を対象に実施するものとする。

⑴ 実施場所：中部地方整備局　会議室

⑵ 実施日時：別表④のとおり。

⑶ ヒアリングの日時は協議の上、決定する。

⑷ ヒアリングの時間、留意事項等は別途通知する。

⑸ ヒアリングは配置予定管理技術者及び主任担当技術者（総合）に対して行うものとし、配置予定管理技術者及び主任担当技術者（総合）以外の出席は認めない。

4 企画提案書を特定するための評価基準

1）企画提案書の記載内容及びヒアリングでの聞き取り内容において、次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。

⑴ 企画提案書の非特定事項

・内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない

・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている

・実施方針と特定テーマの企画提案に矛盾等があり、整合性が図られていない

・実施方針と業務実施体制のいずれかが０点の場合

⑵ ヒアリングの非特定事項

・技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない。

・本業務の目的、内容又は企画提案の内容を理解していない

・質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切

2）評価項目

⑴ 専門分野の技術者資格

⑵ 平成18年４月１日以降の同種業務または類似業務の実績

⑶ 平成23年４月１日から平成28年３月31日の間に担当した「業務成績の相互利用機関と適応対象」（説明書参照）の業務成績評価

⑷ ＣＰＤ取得単位の状況

⑸ 企画提案書

実施方針、業務実施体制、特定テーマ

5 手続等

1）担当部局　〒460―8514 名古屋市中区三の丸二丁目５番１号　国土交通省中部地方整備局総務部契約課　電話052―953―8138　ＦＡＸ052―953―8199　メールアドレス：cbr-keiyaku@mlit.go.jp

2）説明書の交付期間、場所及び方法

説明書の交付期間：別表②のとおり。

交付場所及び方法：「電子入札システム」又は入札情報サービス（ＰＰＩ）に掲載した業務説明書をダウンロードすることにより交付する。

入札情報サービスＵＲＬ：http://www.i-ppi.jp/ippi/SearchServices/web/Gyomu/Kokoku/Search.aspx

なお、企画提案書作成についての参考資料や見積りに必要な特記仕様書（案）、企画書（案）及び計画概要等は、「電子入札システム」により交付する。

ただし、やむを得ない事情で「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、５　１）の担当部局まで連絡し指示に従うこと。

3）参加表明書及び企画提案書の提出期間並びに提出場所及び方法　電子入札システムにより提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る。）又は託送（※注１）（以下「郵送等」という。）」により提出すること。詳しい提出方法については説明書による。

提出期間：別表③のとおり。

提出先：５　１）と同じ。

ファイル形式：電子入札システムによる参加表明書のファイルの形式については、以下のいずれかの形式にて作成することとする。

・一太郎2011以下

・Microsoft Word2010以下

・Microsoft Excel2010以下